

「小売電気事業者連絡先ビラ」への掲載募集のご案内

2023年1月

関西電力送配電株式会社

1. 主旨

需要者より引越し等で電気の契約廃止の申出を受けた際、新たに入居される需要者に対し、早期に使用開始の申込をしてもらうよう現地へ契約手続き案内ビラを投函している。

当案内ビラには、資源エネルギー庁のホームページより小売電気事業者の一覧を確認できることを記載しているが、結果的にどこの小売電気事業者にも申込をされず、電気を無断使用されるケースが発生している。

今後、小売電気事業者名・連絡先等を記載した案内ビラ（以下、「小売電気事業者連絡先ビラ」という。）を新たに作成し、現在の契約手続き案内ビラと合わせて投函することで早期の契約手続きを促す。また、掲載を希望する小売電気事業者にはビラ作成・投函等にかかる費用をご負担いただく。

以上のことより当案内ビラへ掲載を希望する小売電気事業者を募集するもの。

2. 「小売電気事業者連絡先ビラ」投函業務の概要

(1) 「小売電気事業者連絡先ビラ」投函業務とは電気の契約が廃止となった地点へ新たに入居される需要者に対し、小売電気事業者名・連絡先等を記載した「小売電気事業者連絡先ビラ」を投函する業務をいう。

3. 契約期間および受託エリア

(1) 契約期間

2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

(2) 受託エリア

以下の府県単位とする。

大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県

※当社管轄地域の都合上、一部エリアで他府県が混在している。

詳細は別表1「エリア詳細表」を参照。

4. 「小売電気事業者連絡先ビラ」掲載詳細

(1) 規格

- ① 受託エリアごとに作成する。
- ② A4 (210×297 mm) 両面印刷 (モノクロ)
- ③ 掲載を希望した小売電気事業者を表面に最大7社、裏面に最大8社掲載する。
- ④ 掲載が7社未満の場合は片面印刷 (モノクロ) とする。
- ⑤ 掲載が15社を超える場合は掲載形態を変更する可能性あり。

(2) 掲載内容

- ① 小売電気事業者名
- ② ブランド名（商品名）
- ③ 連絡先電話番号
- ④ 希望するQRコード
- ⑤ 特長

(3) 小売電気事業者の掲載順序

- ① 掲載を希望した小売電気事業者名を五十音順で掲載する。
- ② 会社形態は省略し、読み順で掲載順序を判断する。

例：株式会社 SOUHAI DEN→そうはいでん

(4) 掲載内容の変更

- ① 契約期間内の掲載内容の変更は原則認めない。
- ② 当社が変更内容を認めた場合は、再印刷にかかる費用を申し受ける。

5. 委託手数料

(1) 「小売電気事業者連絡先ビラ」投函

エリア	委託手数料	想定投函物量
エリア①（大阪府）	6,420千円／年額	407千枚／年
エリア②（京都府）	1,720千円／年額	109千枚／年
エリア③（兵庫県）	2,280千円／年額	144千枚／年
エリア④（奈良県）	330千円／年額	21千枚／年
エリア⑤（滋賀県）	440千円／年額	28千枚／年
エリア⑥（和歌山県）	360千円／年額	23千枚／年

※委託手数料はエリアごとに定める年額（固定）とする。

※複数社と契約を締結した場合は契約をした小売電気事業者で年額を均等割りした額を委託手数料（円未満切り捨て）とする。ただし、応募社数が1社の時に限り、委託手数料負担軽減措置として一般送配電事業者を1社とカウントし、年額を均等割りするものとする。

※想定投函物量は想定値であり投函物量を保障するものではない。

※投函物量の増減による精算は行わない。

※投函実績の報告は行わない。

6. 募集要件

- ① 登録小売電気事業者であること。
- ② 公募終了時点において託送料金等の支払遅延が発生していないこと。
- ③ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その

他反社会的勢力。以下同じ)に該当しない、または反社会的勢力との関係を有しないこと。

7. 募集申込み方法

(1) 必要書類

参加申込書

(2) 申込方法

郵送

【宛先】

〒530-0005

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力送配電株式会社 託送営業部 託送サービスグループ 宛

(3) 提出期限

2023年2月24日(金) 必着

8. 資格審査の実施

「7.(1)」の必要書類を確認のうえ当社にて「6.」の募集要件を満たすか否かの資格審査を公平かつ厳正に実施する。その結果は、2023年2月末までに当社から連絡する。

なお、資格審査結果の詳細についての問い合わせおよび異議申し立てには応じられないためご了承下さい。

9. その他

- ・当社が提示する資料については、応募に関わる検討以外の目的で使用することや、当社の許可なく複製、転載することは認めない。
- ・当社へ提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・次のいずれかに該当する場合は、応募を原則無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて必要書類が提出された場合
 - ② 必要書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 法令に違反すると認められる場合

10. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、電子メール(問い合わせフォーム)にてお願いします。

※土日・祝日のお問い合わせについては、翌営業日以降に対応させていただきます。

あらかじめご了承下さい。

以上

別表1 エリア詳細表

2023年1月1日現在

エリア	府県	市郡	市郡内の小区画
エリア① (大阪府)	大阪府	全域	
	大阪府	高槻市	田能、中畑、二料、出灰、杉生を除く。
		豊能郡	豊能町(妙見山上)を除く。
		東大阪市	山手町の一部(生駒山上)、上石切町2丁目の一部を除く。
		四条畷市	田原台。上田原。下田原。さつきヶ丘。緑風台を除く。
		八尾市	服部川の一部を除く。
		柏原市	峠の一部を除く。
	兵庫県	伊丹市	下河原の一部。
	奈良県	生駒市	西畑の一部。
御所市		高天ヶ原(金剛山頂)。	
エリア② (京都府)	京都府	全域	
	京都府	京都市	伏見区(醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切町を除く)。 左京区(久多の北部を除く)。
	大阪府	高槻市	田能、中畑、二料、出灰、杉生。
	滋賀県	大津市	山中町の一部。大谷町。追分町。藤尾奥町。横木1丁目。横木2丁目。茶戸町。稲葉台。
	福井県	小浜市	全域
		大飯郡	高浜町。おおい町。
		三方郡	美浜町。
		三方上中郡	若狭町。
エリア③ (兵庫県)	兵庫県	全域	
	兵庫県	伊丹市	下河原の一部を除く。
	大阪府	豊能郡	豊能町(妙見山上)。
エリア④ (奈良県) ※続き有り	奈良県	全域	
	奈良県	生駒市	西畑の一部を除く。
		御所市	高天ヶ原(金剛山頂)を除く。
吉野郡		十津川村(七色、竹筒、田戸、玉置川、神下、河	

			俣を除く)。
--	--	--	--------

エリア	府県	市郡	市郡内の小区画
エリア④ (奈良県)	大阪府	東大阪市	山手町の一部(生駒山上)。上石切町2丁目の一部。
		四条畷市	田原台。上田原。下田原。さつきヶ丘。緑風台。
		八尾市	服部川の一部。
		柏原市	峠の一部。
エリア⑤ (滋賀県)	滋賀県	全域	
	滋賀県	大津市	大谷町、追分町、藤尾奥町、横木1丁目、横木2丁目、茶戸町、稲葉台、山中町の一部を除く。
	京都府	京都市	伏見区(醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町、醍醐三ノ切町)。 左京区(久多の北部)。
	岐阜県	不破郡	関ヶ原町(今須西町、今須中町、門前、祖父谷、平井、竹之尻、門間、下明谷、貝戸、新明)。
エリア⑥ (和歌山県)	和歌山県	全域	
	三重県	熊野市	金山町、久生屋町、有馬町、井戸町、木本町、飛鳥町、五郷町、育生町、神川町、紀和町。
		南牟婁郡	御浜町。紀宝町。
	奈良県	吉野郡	十津川村(七色、竹筒、田戸、玉置川、神下、河俣)。